

第五回 參議院內閣人事連合委員會會議錄第四号

昭和二十四年五月十八日(水曜日)午前
十時四十九分開会

本日の會議に付した事件

○行政機關職員定員法案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣、人事兩委員會の連合會を開會いたします。行政機關職員定員法案を議題といたします。青木經濟安定本部長官から御説明を願います。

○國務大臣(青木孝義君) 經濟安定本部の人員整理につきまして、御説明申し上げます。本部につきましては、統計關係職員は定員の二割、その他の職員は定員の三割、物價廳につきましては、定員の二割、經濟調查廳につきましては、定員の三割の整理を行うことにいたしました結果、新しい定員は、本部におきまして千二百四十八人、物價廳八百五十八人、經濟調查廳三千七百十九人ということになっております。三者を合計いたしました五千八百二十五人ということに相成る次第でございます。

次に各廳ごとに新定員と旧定員及び現在人員等との關係を申述べますと、次の通りでございます。

先ず本部について申し上げます。本部の旧定員、即ち三月一日の定員は、中央千三百二十一、地方五百四、計千八百二十五人で、そのうち今回の本部の機構改革により物價局を廃止して物價廳へ事務を移すこととなりました関係上、同局の定員五十八人を差引きますと、千七百六十七人となり、これに

對して新定員千二百四十八人でありますから、その差五百十九人が整理せられることとなるのであります。この整理人員五百十九人中、三月一日現在の欠員が二百四十四人ありますので、結局二百七十五人の実人員を整理することとなります。尙三月一日以降の欠員増加によりまして、四月一日現在では二百三十八人の整理ということになります。

次に物價廳の旧定員、即ち三月一日の定員は千二百二十名で、整理率は物價廳の特殊性を考慮いたしまして二割の例外措置を認められましたので、新定員は八百七十七名と相成り、実員は九百七十五名でありますので、整理人員は百五十八名であります。尙安定本部物價局より四十一名が本廳に移管されますので、八百五十八名を以て新定員といたします。尙物價局の実員は三十三名でありますので、物價廳の整理人員は百五十五名と相成る次第でございます。

次に經濟調查廳は、原則通り三割の整理をいたします。即ち經濟調查廳の旧定員は五千三百十三名でありましたから、この二割に當る千五百九十四名を整理いたしますと、新定員三千七百十九名となります。然るに最近の現在人員は四千六百五十三名でありますから、この法律の實施により整理される者の数は九百三十四名となる次第でございます。以上大体を御説明申し上げますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) どうぞ御質疑のある方は御質疑を願います。

○羽仁五郎君 この經濟安定本部の機構改革はどういうふうになつておるのですか。今人間の数の御説明があつたのでありますが、部局の廃合等はどうかうふうになつておりますか。

○國務大臣(青木孝義君) 極く大体を御説明申し上げますが、今回の行政整理に伴ひまして經濟安定本部は從來一官房十局でございましたものが、一官房六局に變つた次第であります。そういたしました尙只今整理中でございますが、幾分他の部局の整理に伴ひまして整理いたしまする考えでございます。

○羽仁五郎君 その一官房十局が一官房六局になつたといふのはどういふふうになつたのか、それはどういふ根本方針といふか、經濟安定本部がどういふ点に重點を置いて行こうといふやうな、そういう政策的の原則がどういふことになると思ひますが、今度新しく認められた局の名前と、それから經濟安定本部がどういふ点に重點を置かれておるか、その二つの点についてお答え願ひます。

○國務大臣(青木孝義君) 私共の方針をいたしましては、從來はその十局の中で労働局、物價局、通信局、運輸に相成つておりましたが、今回の整理に伴ひ、且つ現在の經濟情勢乃至國情といふものから考へまして、この間に多少の變化を惹起すといふことは止む

を得ないと思へまして、先程この定員のところで申上げましたように、物價局は外局である物價廳に移すといふことにいたしましたし、労働局はこれは官房に屬することにしたしまして課とすることにしたいたしました。それから通信運輸といふのはそれ、他の局に加へました。そこで今度新しい一官房六局といふのは、生産局と動力局と生活物資局、財政金融局、貿易局、建設交通局と、こういふふうになつて整理をいたしました。通信運輸といふものは建設交通局と一緒にこの局でやるということにいたしました次第であります。特に今回の重點は、貿易といふやうな点、尙經濟九原則の嚴格な實施に伴ひまして、財政金融局といふやうなところに重點があると思へております。その外生活物資局なり動力局なり生産局なりといふものは、依然として重要を認めておりますので、大体そういう方針で今回の局課を改めたいといふのでございます。

○羽仁五郎君 資源委員會はどういふふうになりますか。

○國務大臣(青木孝義君) 資源委員會は附屬機關でございますが、これはその内容においては前と變つておりませんで、資源調查會等もそのまま存置してある次第であります。

○堀真琴君 定員法の問題であります。これは行政機構とも関連する問題でありますので、若干それに関連して質問申し上げたいと思ひます。私はいつか安定本部の設置法のお話し

申上げたのでありますが、日本の現在並びに將來に對しまして、經濟計劃を樹立して、その計劃に基いて合理的な政策を行うといふことが今日最も必要である、そういう工合に考えますといふと、經濟安定本部の機構を縮小し人員を縮小するといふことは、その趣旨から言つても原則的に間違つておる、こう申上げなければならぬのであります。ところが只今御説明になりますと、經濟安定本部が三割の縮小になつてゐるわけであり、物價廳が二割、それから經濟調查廳が三割、どういふ可なり大幅な縮小になつてゐるわけであり、本多國務大臣は、それ、その省乃至は廳の實情に應じて人員を削減するのだといふ御説明であつたのであります。ところが、今日の經濟安定本部の重要な役割から見まして、人員をこのやうに削減するといふことは、機構の削減と同時に私は非常に間違つてゐると思ひます。そこで經濟安定本部につきましては、三割の削減で以て果してこの經濟危機の段階において、十分にその任務を果すことができるかどうかといふことを先ず第一にお尋ねしたいのであります。

○國務大臣(青木孝義君) 御質疑誠に御尤もでございますが、この行政整理を吉田内閣が断行いたしますにつきましては、その整理についての方針乃至は全体の形といふやうなものについては勿論考へておりますし、又各省における行政事務の運営等についてもこれ

亦十分勘案をいたしていると思存するが、私共がこの整理を断行するといふことを重点として考へて参りまする以上、それ／＼各省に互つて御承知の通りに行政整理の実を挙げることに相成つたのでございしますが、私の担当いたしました行政整理の線に沿ひまして、勿論仕事の上でのい／＼な現在の計画、將來に対する総合計画、そういうものについて、これによつて決してその仕事ができないというようなことになるまいかというところは十分配慮をいたした次第でございまして、御承知の通り、経済安定本部はやはり頭が大きくて下の方が多少小さい、いわゆる補助のような形になつておるといふことは御承知の通りでありまして、今回の整理によりまして、私の確信をいたしましては、これまでの仕事に差支へはない、又これまで以上に各位に努力をお願いいたしまして、経済安定本部の企画廳としての仕事を十分やつて参りたい、又やれるという確信を持つてこの整理をいたした次第であります。

○堀眞琴君 只今のお話ですと、政府の整理方針に従つて、頭が少し大きいから整理するんだ、こういう工合に了解してよろしいのですか。

○國務大臣(青木孝義君) 私のところの経済安定本部の性格の上から申しまして、どうしても頭が大きくて下の方が小さいという形のものでありますので、少数精銳主義と申しますか、ともかくも大いに力を振つてやつて貰うという考へで今回の行政整理を提案いたしましたような形に相成つた次第であります。

○堀眞琴君 頭が大きいのは経済安定本部の性格だ、確かに私はそうだと思うのです。日本の経済行政についての企画立案をするというためには、どうしても頭でつかちになるというところは避けられないと思うのです。そのために行政整理をやるのだ、頭が大きいことが行政整理の理由というところになりますと、経済安定本部としての職能が盡せないことになるのじゃないかという工合に考へるのであります。その点についてはどうお考へなすか。

○國務大臣(青木孝義君) ちよつと私の説明が下手であつたと思ひますが、頭が大きいから整理したのではありますせん。そういう性格のものでありますので、ともかくもこれだけの整理はいたしますけれども、少数精銳主義を以て大いにその実を挙げたい、こういうのであります。頭が小さくなるように整理したというわけではございせん。そのところはどうぞ御了承をお願いしたいと思います。

○堀眞琴君 それから物價の問題であります。今日尙物價統制が行われておるわけなんです。物價の形態であるとか、價格の統制の實施の衝に當つておる物價廳は、當然行政事務を担当するために相当の人員を要するだろうと私は想像するのであります。勿論この内閣になりましてから野菜の統制を外すとか、若干統制品目を外しておる面もあるかと思ひますが、併し統制を外すにしましても、外すために事務がそれだけかかつておるといふことは否定することができないと思ひます。この二割削減によりまして、實際價格形成、價格統制の面にお

いて、實施上果してその仕事を確保することができようか、並びにその品目統制、品目の現在の狀態をそれをお尋ねいたします。

○國務大臣(青木孝義君) 御承知の通り物價廳の仕事は極めて細かい仕事、このなか／＼手のかかる仕事でございまして、従つて人のその数も相当必要といふのでございしますが、最近只今も言葉がございしましたように、段々不必要な統制は解いて行くというような方針でその点は進められておると存じます。この物價廳につきましてもは全体の数もさして多いものではございせんし、又統制品目につきましても大体本廳に七万五千八百というやうな統制品目がございします。地方におきましても四万五千二百というやうな種類に上つております。尙價格總數から申しますと、五十万に余るというものが現在の狀態でございします。これを現業官廳でないからというやうな意味で三割削減されましてはという私の考へもございまして、これは二割に止めて、そして物價廳の仕事は十分やつて参りたいと考へるのでございす。御承知の通り目下のところ單一爲替レートの設定が、輸入品とか或いは國內品の價格プールの問題であるとか、輸入補助金について、これらの操作輸入原材料の値上りによる國內生産費の價格改訂といった問題が折り重なつておりますので、相当努力をいたしませんと、物價廳の仕事が十分に行かぬといふやうなこともい／＼配慮いたしました。この程度であれば何とかやつて行けるというところも確信を得ておる次第でございします。

○堀眞琴君 只今のお話ですと、中央において七万五千八百、地方において四万五千五百、四万五千二百ですか。

○國務大臣(青木孝義君) 四万五千二百。

○堀眞琴君 そうしますと、これこれ十二万幾らの統制品目があるわけですから、ところが一千名足らずの職員がこれを行つておることになります。いふと、一人平均当り百品目以上担当しなければならぬという勘定になるのであります。果して一人で以て百品目以上の物價の價格の形成、統制について十分に能率的に仕事ができるかどうかというところが問題になると思ひますが、この点は如何お考へになりますか。

○國務大臣(青木孝義君) これは勿論品目の上から申しますと、おつしやる通りに一人で百品目ぐらゐり担当しなければならぬといふことであります。勿論この品目に應じまして、數の上では百品目であるけれども、この關係を處理して参りますにはやはり數が多いからといふだけでむづかしいといふことでもございせんし、そこらには適當に調整いたしまして、事務の滞りを來さないという方針で極力努力をして参りたいと存する次第でございす。

○堀眞琴君 極力支障を來さんように努力して行かれるというので御尤もだと思ひますが、併し考へてみても、百品目を一人の人がその價格形成、價格統制について、万遍なく目を配つて適正なる價格を決定するといふことは、これはなか／＼容易なことではない。恐らく一人の人が担当し得る品目というものは、それより遙かに少い品目に限られるのではないかと思ひます。

が、その点について尙重ねて大臣の決意をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) 私が現在考へておりますところは、物價統制につきましても、漸次物價統制を解いて参るといふ方向を辿つておりますので、その品目が段々整理され、それがこの統制を解いて参りますことになりますれば、おのずからその担当者にとつての仕事も軽くなつて行くといふことに相成りますので、ともかくもこの人員を以て十分おつしやるやうな仕事をやつてのける決意を持つて臨んでおる次第でございします。

○堀眞琴君 最後に經濟調查廳についてお伺ひしたいのであります。ここまでは三割の減員になつておるのであります。經濟調查廳の仕事は可なり第一線的な仕事でありまして、經濟安定本部の仕事のようにデスクワークの方面が比較的少ないのではないかと思ひます。ところがその第一線の仕事に携わる經濟調查廳の職員は三割削減するといふことは、これも亦仕事の性質上から言つて適當ではないのではないかと、こういう工合に考へるのであります。その点について經濟調查廳の職員の仕事の内容を勘案されて、尙これを三割に飽くまでもなされるおつもりか、それとも尙緩和される御意向があるかといふことを、一言最後にお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) 經濟調查廳はその仕事に段々慣れて参ります。いづれの行政所管事務にいたしましても、その通りでありますけれども、その仕事が順次訓練を積んで参りますれば、必ずしも人間の數が多いからそれでよいといふことではないので

はないかと私は考えますので、今回の三割減につきまして、勿論私としては多少の考え方をもちましたけれども、これが現業であるかどうかという問題から考えますと、これは現業という範囲に属さないというような考え方から、どうしても三割減というところに相成つた次第でございますが、尙この場合です、実は当時相当な欠員がございまして、そこで欠員があるものを順次埋めたところはあるけれども、相当欠員がございまして、そこでそのことを考えましたし、又その仕事の関係をもいへばと考慮いたしましたけれども、或る程度の節減であれば止むを得ないというようなことに相成りましたので、私自身もいへばこの事務関係等も処理をいたしました結果、三割を決めて、そうしてこの整理をいたすことに相成つたのでござい

ます。
○羽仁五郎君 さつき伺つて、今まで一官房十局あつたのが、一官房六局に縮小されたというのを伺つたのですが、そういう場合には当然局長の数が減つて、上級官の数が減つて来るのだからと思ひますが、それは、そうなつておるのですか。
○國務大臣(青木孝義君) 御承知であると存じますが、経済安定本部は大体民間から局長という方々を探るというところになつております。そこでそれ〴〵次長というものが大抵各所管関係の方から来ておるといふような形でもあります。そこで今回局長が勿論減りますが、次長がこれを補うということにいたしましたので、大体この今まで十局ございましたから、十人の局長が少つたのでありますが、局長が

減りまして、そうして次長は十一名といたうことでやつて参りたいということでございます。そういったしますれば、大体今までやつて来た仕事に支障がなからうという考から、そういうことになつた次第でございます。

○羽仁五郎君 経済安定本部の性質としては、勿論行政機関の中の機構でありますから、行政が主でないというわけには行かないのですが、併し経済安定本部の性質は、さつき御議員も言われましたように、おのずから違ふ点があるので、現在の日本の経済政策の政策を立案するといふふうな面も可なり重要なことじやないかと思ひます。勿論現内閣とその與黨の考えは統制経済ということについてはいろいろ御議論もあることでしようが、現在の日本では或る程度までの統制経済を行わなければならぬという状態にある以上、そういう統制経済のポリシー・メーキングといふか、政策立案、又その理論というものは、やはりはつきりしていなければ困るので、統制経済をおやりになるのか、おやりにならないのか、曖昧の間に國民を迷わせるということはお論正しくないことだと思ひます。従つて現内閣としては、経済安定本部においてどういふ政策を立てられるかということ、輿論はいま少し現内閣がその点ではつきりしたものを示されたいというのを希望しておることは御承知の通りであります。従つて今のような場合にも、その行政上の必要をお考えにならないければならぬということはお論正しませんが、併し他面において経済安定本部が、今のよう現内閣がこの経済統制の上でどういふ政策を採つて行こうとするのかということ、至

急可なりそれ〴〵有力な人達の意見が討議の結果がはつきり現われることを國民としても希望するのであります。そういう意味で今局長は従来の経済安定本部へ民間から入つておつて、次長がそれぞれの行政官廳から出ておつた、その局長の方を減らして、次長の方でやつて行くといふのは、行政の点は或いはそれで行くかも知れませんが、今申上げましたような政策を立て行く、ポリシー・メーキングといふような点では、経済安定本部が存置せられることの理由が十分發揮せられないのじやないかと思ひますが、そういう点で若し局を廃せられるならばそれに代るような、その意味でさつき資源委員会についてお尋ねしたのですが、そういう委員なり、或いはそういう會議なりを以て、民間の一般の〴〵な考え方といふものが反映するやうな、程度の高い政策の上にそれが反映して行くやうな、そういうことはお考えになつていないのですか。

○國務大臣(青木孝義君) おつしやること誠に御尤もでございます。私共のこの経済安定本部といたしましては、只今申上げました局長六人、次長三人修正を頂きまして十一人になりましたけれども、更にこの経済安定本部としての使命を果しますために、民間から顧問をお願いをいたしております。その外にそれ〴〵経済復興計画審議會とか、それから資源調査會、経済再建整理審議會、國民食糧及び栄養対策審議會、通貨発行審議會、そういうやうな審議會を設けて、民間からいろいろ御助力を頂いておられますし、その他參與の制を設けて、特にこの民間の有識経験者の御助力を願

つて、その目的達成に努力をいたしておる次第でございます。

○三好始君 経済安定本部の生れましたのは、統制経済の必要に基いたものであると、本来経済安定本部は統制経済の必要から生れた行政機関である。こういうふうに一應言えるかと思ひますが、今日経済九原則を俟つまでもなく、日本の経済の客観的な情勢は、統制のいふやうな大幅撤廃が即時可能であるといふふうな考えられるやうな情勢でないかと私は考えるのであります。そういったしますと、統制が継続されねばならない以上、安本の機構人員を決定するわけでありまして、民主自由党は特に野戦時代に統制の大幅撤廃を主張されて来たわけですが、殊に青木さんは野戦時代の政務調査会長として、統制大幅撤廃を唱へた民自党の政策に対しては當の責任者であるとお考えしておるのであります。ところが先程申上げますやうに、今日の客観的な情勢は統制の大幅撤廃というやうなことが許されないのじやなからうかというふうな私自身は考えるのであります。安本長官はそれに対してどういふふうにお考えになつておられますか。近き將來統制が大幅に縮小され、安本の機構人員もそれに伴つて相当縮小の可能性があると、こういうふうにお考えですかどうか、その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) この経済九原則の実施によりまして、統制が尙擴張され、或いは強くなるのではなく、いかというふうなお言葉ではないかと存じますが、これは私が民主自由党の政務調査会長として、統制を大幅撤廃するといふことを主張して来たこととどういふ関係を持つかということにつきましては、率直に申上げまして御承知の通り、單一爲替レートが決定せられて、日本のこの國內の物價、或いはこの日本國民経済はともかくも漸次國際經濟に漸次行かれますと、國際經濟に乗り出して参るといふことになると……かかる方向については考えておるのであります。従いまして國內におきますところの從來の戦時統制から、更に戦後統制経済といふものを經驗して参りました我々としては、その間にその統制の緩急よろしきを得、且つ又不必要な統制であると、やつても無駄であるやうな統制はこれは漸次止めて行く、必要であれば、又必要な方面におきましては、嚴にこれを統制して行く、或いは又どうしても統制をやらなければならぬといふこの種目については、嚴格にこれを統制するといふことについては、私が從來考えて参つたところでありまして、而も現在のところ九原則の実施によつて、それならば何の統制を強化しなければならぬかとこゝういふことになりましたれば、これは必ずしも一々それによつて明確になつておるものがあると言えないとは思ひますが、併し勿論この各般の点について一言にこれを申上げることはなかなかむづかしいと思ひます。併しなから我々がやつて参りました各部分的な問題ではあります。例へば藤榮類の統制を撤廃するとか、或いは公團の問題をどう解決するかという問題について、或いは今後統制品目についてそれぞ解すべきものは、解いてい

おきまして、ともかくも私はこれまで考へて来たことの実行の点において、漸次その統制を解いて行くという方向にあると考へておるのであります、その方向からこれを進めて参りまするならば、ともかくも現在のところ現狀の人員を以てして何とかやつて行けるという確信を持つておるといふのはその点からでございます、尚ほいろいろと御意見はございまして、思ひまするけれども、併し現狀におきましては、恐らく私が考へておるこの方向で大体間違ひのないものであらうと自分では考へておる次第であります。

○三好始君 無駄な統制を撤廃して行くことは、これは私も別に異論があるわけでもありません、單に私が異論がないというだけではなく、極めて明白な論理的な必然的な問題であります。私はそういう抽象的なことで統制の問題にしたのではなくして、統制の大幅撤廃という問題が安本の機構、人員に対して徹底的な影響を與へ、安本そのものを非常に縮小し得る可能性を生じて来る、こういうふうな事態が近い將來に起るようにお考へになつておられるかどうか。安本は依然として相当長期に存続するものだというふうにお考へになつておるか。その点をお伺いしたいのであります。

○國務大臣(青木義典君) 経済安定本部は御承知のように、統制経済が尙存続いたします間は、存続するものとして考へておりますが、併しそうかといつてこの統制事務が一遍に簡素化され、一遍に縮小されるというふうには考へておりませんので、これはやはり先程から申し上げる通りに、漸次これが

調整され、縮小されて行くということでは考へられると思ひます。併し現在のところでは今年一年くらいで、この仕事之急激に縮小されるというふうには考へておりません。

○羽仁五郎君 さつき伺つておつた御質問に対して、審議會などを作るといふお答えがあつたのですが、この点について長官のお考へを伺つて置きたいのですが、この間から輿論が、現内閣がお作りになる審議會に対して批判のあることは御承知の通りであります、その批判の要點は要するに審議會というものが、いわゆる眞官主義を認めるようなものであつてはならない。そういう意味で三好委員からも御質問がありまして、民自党内閣が統制経済に對してどういふお考へを持つておられるかというところはつきりさせるためには、民自党の方々はむしろ党なり、党の政調会なりで十分御議論ができるわけですから、この審議會などにおいては民自党の方々が審議されるよりも、むしろいろいろな立場の人達が参加されることが必要ではないか。安本の前の長官を民間から採つたということも、そういう意味で官僚統制に陥らないと同時に、いろいろな立場を取らなければならぬという点にあるのではないかと考へておる、他の行政官廳は別として、安本で局長を減らしたことによつて起つて来る政策立案などの面において委員会的なやり方で行われるとするならば、私はそういうふうな意味でいろいろな立場を代表するような委員会ではなければならぬと思ひますが、長官のこれに對するお考へはどうですか。

○國務大臣(青木義典君) 羽仁委員のお言葉でございますが、先程申し上げましたのは内閣の審議會ではございませぬ。私共の経済安定本部の附屬機關として申上げましたような五つの調査會、審議會というものが附屬しております。それで仕事をやつております。こういうのでございませぬ。

○羽仁五郎君 それは例に引いたのですが、安定本部の内部に附屬機關としてできる委員会的なものについてはどうですか。

○國務大臣(青木義典君) これはこれからできるものではございませぬので、現にそういうものが創立以來と申しまして、ございまして、そういうところで民間の有識経験者のお力を借りて仕事をしておる、こういうことでございませぬ。

○羽仁五郎君 今の問題とも関連するのであります、経済政策は非常に現在の日本で、一應政策の上では筋を通したように見えても、闇なり横流しなりといふ問題が起つて来るので、現在特に経済政策は非常にデリケートないろ／＼な面を含んでおる。そういう意味から現在の経済安定本部が他の行政各部とは違つたものをも少し具体的にいろいろ伺いたかつたのであります、時間の關係もありませぬからその点は略しますが、最後に伺いたいことは、今度の行政整理の経済安定本部の行政整理が一律に二割乃至三割やられるという方法に對しては非常に危惧の念を持つておる、今申上げたような日本経済が如何なる状態にあるか、その政策の筋を通することができないで、闇なり横流しなりという問題がある、こういうことについては、特に経済安定本部の下部機構というものを相当充実さ

れなければならぬ。これはすでに先頃から税務署なり何なりで起つておると同じような問題がやはり考へられなければならぬ。現に私のところに物價廳の職員組合からの意見書が出ております。そういう意味で経済安定本部の實際の業務が今申上げましたようなデリケートな面があることを十分考へておつて、それでこの整理をされる場合には、末端なり、下部機構において業務に當つておられる人達の組織的な意見というものを十分尊重せられることが、目的が達成せられる上に非常に重大だと思ひますが、そういうふうなお考へはおありでしょうか。

○國務大臣(青木義典君) そういうおつしやるような点につきましては時々私も配慮いたしておる次第でございますが、ともかくも我が國の統制経済が経済秩序を維持するということに適當する程度にこれらの仕事をやつて行かなければならぬことはよく承知いたしておりますが、とかく闇等の問題が尙依然として残つておることは遺憾であります。我々としてはそれ／＼各層各方面の御意見を十分承りまして善処して参りたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたします。時間が大部迫つて参りましたので、農林大臣に対する質疑が残つておつたので特に農林大臣に對する質問に移りたいと思ひますのであります。

○委員長(河井彌八君) 御異議はないと認めます。

○委員長(河井彌八君) 御異議はないと認めます。

○委員長(河井彌八君) 御異議はないと認めます。

○委員長(河井彌八君) 時間が大變迫つておりますから、便宜上農林大臣の出席を求めておりました。その農林大臣に對しての質疑をこれから始めたいということを申上げたのであります。

○木下源吉君 ちよつと議事進行について……。今まだ経済安定本部の面でも少お伺ひして置きたいところ考へておるが、今農林大臣に質問になるといふと、経済安定本部長官はこれ切りに歸られるのですか、又おいでになりますか。

○委員長(河井彌八君) 木下君にお答えいたします。長官が残りになることを私は希望いたします。……どうぞ農林大臣に對する質疑を願ひます。

○羽仁五郎君 では農林大臣に伺ひます。農林大臣はこの前の行政整理という重大問題が本委員会において連合委員会のときに議せられたときに御出席がなかつたのであります、これは非常に遺憾だと思ひます。その点について十分御所見を伺ひたいのであります、それを略しまして、具体的な問題に直ちに入らうと思ひますが、農林大臣は農政改革についてどういふお考へをお持ちか、この間參議院本會議において、參議院の一議員からその点について、殊に極東委員會のマツカーサーに對する勧告というふうなものに基いて、十分質問があつたのですが、これに對する御答弁は、我々多くの人が納得するところではない。それで極東委員會がどういふ勧告をしたかという言葉の末節の問題でなくて、現在世界が日本の農地改革に非常に期待している、或る意味ではあなたがおつしやるように褒めておられるところもあるでしよ

り。併し他の面では十分行われていないといふことを心配している面もあるのですから、農林大臣としては單にこの言葉がどうだとかいふじやなくて、農林大臣として現在日本の農地改革がどういふふうに進んでいるか、そして又これをどういふふうに進後進行させるおつもりであるか、且つ具体的な事実を説明せられることが輿論を要求する点でもあり、又國際的に要求せられてゐる点でもあると思ふのです。

向も御承知の通り相当あるものであります。さういふようなことがあつたならば折角自農作を作りまして、その自作農にいとどまれないといふような諸般の事情があるとなれば、その悪條件を克服するといふことが農地改革を推進したしつた目的の達成のためになされなければならぬことであると、かういふところから原因があるかといふことは、農業の収入と支出の問題を考へて行かなければなりません。農業者に対する課税が過重であるといふ点も一つ考慮に入れなければなりません。又課税の方法が不公平であるといふことも一つの素因になつておると思ふのであります。今日私の觀察いたしてありますところ、どうしてこの農地の返還があるのだといふことを考へますと、耕作率のいい、いわゆる收穫率のいい耕地は依然として解放せられずして、いわゆる地力の悪い、生産力の少い耕地が多く解放されたために非常に期待を裏切つておる点と、さういふ耕地に対する課税が公正厳密ならずに一律に課税せられておるといふやうなことを私は特にその原因のうち考へておるのであります。それであるから、先ず第一に耕地のいわゆる地力に應じた、生産力に應じた課税をせなければならぬ、これを私は考慮のうちに入れまして、本年度からは農業所得に対する課税の基準が一方的に大蔵当局から考へられるやうなことがあつてはならぬのであります。飽くまでも納得の行く納税の基礎を作ることが必要である、さう考へまして、相当数の農家を選びまして、農業の收支計算、簿記をつけさせまして、

自分の耕地に対する収入を科学的に裏付けするところのはつきりしたものを掴む、さういふことにしたいと考へております。これはやがて自分の経営いたして行きます農業を合理的に持つて行く一つのいい方法であり、又國民として納税いたします責任を果す上におきまして、はつきりと自己が納得し得る基礎を掴むことが得られる、かように考へておるのであります。

尙耕地の現状は、旬々の間にやりました農地改革でありますから、その能率を上げる上においては、土地の交換分合等ということがおのずから必要を感じられて参りますので、土地改良法を皆様に御審議を仰いでおりますが、その地方々々の事情によりまして、土地の交換分合等を法制化したとして、耕作の上の能率を上げて行きたい、かように考へておるわけでありま。さういふ考へ方から、更に進んで第三次農地改革といふことがよく叫ばれておりますが、さういふことを第三次農地改革と言われておるか、私分りませんけれども、今日の農地改革の現状を維持し、耕作者の收支を立てて行く等の施策を講ずるならば、敢てこれを推進して行く必要がない、かように考へておるのであります。従つて定員数に対する関連であります。従つてこの氣持におきまして今回行政整理を行ひますけれども、私の考へておる現在の農業政策を推進する上におきまして、今日御相談願つておる定員数においてその目的を達成するに差支がない、かような確信を持つて提案をいたしたやうな次第であります。

○羽仁五郎君 今農林大臣は非常に簡単に御報告されたのですが、実情としては政府の発表によつても農地の買収は百六十九万、物納その他を合せて百八十七万ですが、その買収ははまだ最近まで百七十七万町歩であつて、十町歩くらい残つておるといふ事実がある。それから又それに対する支拂においては現金乃至証券の支拂で、甚だしい場合には五〇〇近くまで行われていない。殊に中小地主に対する報償金が未拂になつておる部分が少くない。それから又登記事務のごときは漸く始まつたばかりである。更に牧野においては二十二万買収されたことになつておるけれども、買収の方では九万町歩くらいに過ぎない。殊に最後には不法取上げが何千件といふふうにある。この処置が必ずしも行われていない。さういふ面が農地改革が必ずしも順調に行われていないといふふうに國民或いは國際的に判断せられるものだと思うのですが、さういふやうないろいろの事情が停滯しておる。これが急速にどういふふうに進められるかという見通しを持つてこの定員法をお考へになつておるか、この点をばつきりお答えを願ひたい。

○國務大臣(森幸太郎君) 農地改革に対する考へ方の御質問でありましたので、一應概念的に私の考へを申し上げたのであります。善後処置でありまして、お諮の通り登記等の手續が煩瑣でありますので、これが未だ完成をいたしておらないのであります。本年年度内におきましては、この登記等の事務も処置をいたし得るといふ見通しを持つておるのであります。これに携わつておる人員に対する整理は行わなかつたのであ

りまして、今日いろいろ複雑な登記の点であります。この手續につきましては、地元の町村役場等の援助も得まして是非とも本年中には整理をいたしたい、かように考へておるわけでありま。恐らく今述べになりましたやうな現状であります。今日の組織の下において必ずや本年度内には相当大方これを処置し得られるものと、かように信じておるわけでありま。

○委員長(河井彌八君) 羽仁君にちよつと申し上げますが、只今のは人事、定員関係について審議をしておりますから、農林委員会の審議に属するやうなことはこの際できるだけお控えを願ひたいと思ひます。

○木下源吾君 委員長の何はちつとも聞えないのですから、もう少し高い声で……。

○委員長(河井彌八君) ちよつと申し上げます。職員の整理関係、即ち職員定員法関係において審議をいたしてありますから、他の委員会の所屬に属する根本事項につきましては、この委員会においての御発言をばできるだけお止めを願ひたい。若しおやりになるにしましても、極く僅かな御発言を願ひたい。さういふことをよちつと私が申しましたことが不徹底でありましたから、委員諸君にはつきりと申上げて置きます。

○木下源吾君 只今に關連して……。これは委員長、どう考へておられるのか。であるからこゝを委員会なんので、よく慎重審議するの……。関係のないことを誰か言やしない。さういふことは委員長一つ詰つて頂きたい。委員長独断でさういふことを……。一

すのでありますから、更にそれが地方に委譲されて、再びそれが整理されるというようなことは断じてないとかように考へておるのであります。

次に食糧事務所の問題であります。御承知の通り、食糧事務所といふものは、主要食糧の検査であるとか、或いは買入輸送等随分複雑な重大なる仕事をやつておつて貰つておるのであります。それでありまして、そういうものを整理して、そうして、どうして今日の仕事が行い得るだらうか。そんなことを考へては困るではないかという御質問であります。この二割を整理する原則でありましたが、食糧事務所につきましては、定員等の関係から一割八分の整理になつておるのであります。資材調整事務所の仕事といつたしましては、農林産物の検査であるとか、例えば麻類であるとか、或いは薬工品であるとかいうような仕事もこれを検査し世話をしておるのであります。又その外にいろいろ事務的な仕事をしておるのであります。それでありまして、食糧事務所の末端においては、できるだけ整理の数を少くしたい、こういう氣持を以ちまして、第一に仕事を簡素化して、つまらん検査、この薬工品なんというものは統制から外したかどうかという考へを持つておるのであります。が、仕事を簡単にし、又事務も随分統計であるとか、調査であるとか、非常に複雑な仕事をしておつておるのでありますから、そういうふうな事務も簡素化したしましては、決して心配して頂くような仕事に差支を來すようなことはないと思つておるのであります。

であります。尙便法といつたしましては、資材調整事務所の一部をここに併合いたします等の関係から、お互いに助け合つて仕事の繁閑によつてよろしきを得て、これに協力し合うというこの事務をつて行きたい、かように考へておるのであります。然るに御承知の通り、定員法に定められました通り、本省と外局がおの／＼別にはつきり定員を定められますので、表面的に融通がきかないのであります。が、一つの地方ブロックにいたしまして、そうして一つの縣に対する同じ農林省関係の仕事に携わる役所が一つの棟の中に仕事をしておるという関係から、その間に助け合つて行つて、そうして今日の能率を落さないようにやつて頂くことができる、かように私は考へておるわけでありまして、

尙今傳へられております三月三日の指令書に基きまして、幽霊人口等の調査をしなければならぬのであります。これは住民登録をやる、こういう当時の計画でありましたが、予算の関係上、これが実現でき得ませんので、農林省の責任として、この幽霊人口調査、住民の調査をすることになつたのであります。が、そういう仕事を又ここに控えておるながら、人を減らすのは以ての外ではないかという疑いもできるのであります。これは現在の定員とは別途にこれは考へて行くのであります。いづれ九月になりますと、この定員の上におきまして、この整理後の上において、第二段に考慮をすべき時期も来るのではないかと考へております。これは予め御承知置きをお願ひいたしたいことは、三月三日の指令に基いて、幽霊人口の調査等の問題は、

今回の事業分量とは別個の立場にあるということをお承知を願ひたいと思つております。(小串清一君發言の許可を求む)尙附加して申しますが、営林署の問題であります。が、営林署については、一割九分の減員になるのであります。併しながら、特に森林の経営におきまして、森林主事という名前になつておるのであります。これは森林の盗伐等の防止のために、いわゆる警察官の仕事をしていただるのであります。が、こういうものは、實際から見まして、減員すべきものではないのであります。が、欠員等の関係がありますので、一割を定員よりは減額いたしました。が、営林署なり、営林事務所等につきましては、治山治水、観光、造林等の重要性を今お述べになりました通りであります。そういうふうな立場から、

二割の整理をいたすことにいたしましたのであります。が、今日の事情から見まして、この程度の整理をいたしまして、決してこの営林事業の経営に差支はない、こういう確信を持つておるわけでありまして、

○三好始君 私質疑に対する答弁は率直に申しまして、満足できないのであります。第一点の資材調整事務所の問題であります。二重の整理は断じてないというふうなことであります。が、他の同じ立場にある省の問題について、私が先般お尋ねいたしましたときには、府縣へ事務を委譲する際に、人員も同時に受入れて貰うように府縣当局と十分に話合つておるつもりだ、こういうお話だつたのであります。話合の結果府縣が全面的に本省側の要求を受入れれば只今お答えのように、二

重整理は断じてないという結果になるのですが、果して話合の結果がそうなるかどうかということについては、はつきりした保証はむずかしいと思つております。それをばつきり二重整理は断じてないということを断定し得るためには、地方廳に対して必ず人員も事務と同時に受入れさせるための何らかの強権的な措置を採る外ないと思つております。が、そうしたことができないことは一應明らかだと思つております。これについて重ねて大臣のお答えを頂きたいと思つております。

それから食糧事務所の問題に対するお答えであります。二割の整理を一割八分に止めたということでは、何ら私のお尋ねした問題に対するお答えとしては満足できないのであります。又事務の整理、或いは簡素化を図ることによつて支障なく処理して行くつもりであるという御趣旨もあつたようでありまして、そうした薬工品の検査その他の事務の整理ということが一應方針として予定されておる程度では、決して人員の整理後支障なく事務を処理し得るというふうな受取るにはまだ早いわけでありまして、この点につきましても了承し難いのであります。又資材調整事務所が廃止されて、その残された事務が食糧事務所へ移される際には、食糧事務所の事務と資材の事務とは別に混淆されるわけではないのであつて、同じ食糧事務所へ移されても、同時に仕事をやるような組織になつても、事務そのものはばつきり區別してやつて行くのだというのが実は政府委員である……確か総務局長であつたかと思つておりますが、総務局長のお答えであつたと私は記憶いたしてお

るのであります。ところが只今大臣のお答えによりまして、資材部ができたならば、従来の食糧事務所の職員と資材部の職員とが互いに助け合つて行くのだ、それによつて人員の整理についても或る程度カバーして行ける、こういうふうな意味であつたかと思つております。が、これは農林省の方から出ておりました政府委員のお答えと実は食違ひがありますので、この点を重ねてはつきりお答え頂きたいのであります。若し大臣が今お答えになりまじたように、お互いに助け合つて行くのだということになりますと、これは却つて事務の複雑化を來し、責任を不明確にしはしないかということをお私に惧れるのであります。この点についてもう一度はつきりお答えを頂きたいと思つております。

○小串清一君 只今の御質問が食糧事務所その他に触れましたので、この際私もちよつと大臣のお考えをお伺ひをしたいと思います。が、今回の整理が、これは農林省と申さず、行政整理は我々と言わず、國民から見れば甚だ不徹底であり、もう一步やらなければならぬということになるのであります。が、この中には非常に繁閑の差があつて、運営上、これではどうかと思われような点が非常にあると思つております。その中で特に今御質問の中にあつた食糧事務所の問題であります。が、食糧事務所の整理は、私はこれだけの人間を減らしても大臣の自信を持たれるように大丈夫だと思つて、現在このままでは穀物の検査だとか供出だとかいうことを完全に導くことのできんような場所がある。それから又或る

ところでは一時忙しくても、殆んど現在の食糧事務所の人が閑で困るようなところがあるところがある、即ち繁閑の差が非常にある。これは私の見たところでは、各道府県に、細かい説明をすればよろしいと思いますが、大臣の方がむしろ、お分りになつておるだらうと思ふのであります。そこで私は現在の定員を以てして無論十分であるが、ただその運営上定員の枠を大臣の考え方で、私は忙しいところへは却つて幾らか増やす、又閑なところは即ち人間を現在の整理より減らして、即ち一割八分とか二割とかいうものは全体としてこれを見るけれども、緩急の度により、繁閑の差によつて適當なる措置を大臣にとつて頂けるんじゃないか、若しそれができないとするならば我々の考えを以て或いはこの定員法を極く部分的に修正をいたさなければならぬんじゃないかというように考へておられますが、この点についての大臣のお考えを拜聴したいと思ひます。

○堀真琴君 その点に關連するんですが、私も食糧事務所についてちよつとお尋ねたいのであります。先程大臣の御説明によりますと、資材調整事務所の事務の一部が食糧事務所に移管される、又幽霊人口の調査事務も加わつて来る。つまり從來の食糧事務所の本来の仕事の外に他の事務も加わつて来るのに、それに対して一八〇の減員をするということになりまして、今日ですら人手不足で困つておる、この前の連合委員会の席上、農林政務次官のお答えでは、非常に現在でも食糧事務所の事務は繁忙を極めておるのであつて、人手不足に悩んでおる、併し能率を上げるように目

下成案を作りつつあるというお話のようになり承つたのであります。而も又その成案というものを御ねしますと、うと、作物報告事務所の余つておる人手を借りるというようなことも考へられるというようなお話があつたのであります。これは甚だ定員法の規定を乱すものであります。私はやはり食糧事務所は食糧事務所として独自の人員を持ち、独自の仕事をすべきものであるという工合に考へるのであります。今申上げたように、從來の仕事の上に更に余計な仕事が増加して来るのであります。到底現在の職員ですらこの加わつて来た負担仕事を執行することは不可能ではないか、こゝういふ工合に考へる。ところが大臣の御説明によると、十分氣をつけてやられるというお話であります。大臣のお答えを聴きましても十分氣をつけて能率が上がるように努力するんだというお答えであつて、果して具体的にその能率を上げることができるといふ具体的な御説明が一つもないのであります。農林大臣には是非この具体的な御説明を煩わしたいと思ふのであります。

○佐々木鹿藏君 大休において三好君、堀君の意見と同様であります。もう少し掘り下げて食糧事務所のことについて申上げて置きたいと思ひます。私共の調査したところによると、四十三日間二千二百七十時間というところの勤務をしておるようでありまして、そうしますと八時間労働にする、殆ど倍近くの勤務をしておるといふことになりまして、その倍近くの勤務をしておる者を又更に整理するといふことは全然不可能になると思ふのであります。そこでこの及ぼす影響がどうかといふと、検査員が検査をする場合に、一日に三千俵を計算しておる、それが今度整理されれば又その検査が粗漏になる、及ぼす影響は検査が粗漏になれば米の等級に粗漏を來す。消費者に及ぼすのであります。更に金の支拂が減り、一億三千万円というやうな年額支拂いをするといふことではなかなか容易でない、それが敷衍すれば農村に及ぼす影響が大である。こゝうした重要な食糧事務所の仕事を、現在すら殆んど倍の能率を挙げ昼夜兼行でやつておるものを、更に減員をするといふことに相成りますと、そゝしたやうな消費者なり、農村に及ぼす影響が大なることを勘案されて、食糧事務所に限つては大臣が何と言われてもできないと私は断言して憚らない。でありますから、この件に關しては大臣と私の意見は相違いたしております。一人も減らさないといふことに強い考え方を變えて貰いたいことを申し上げます。

○カニエ邦彦君 それに關連してですが、ただ大臣は二割必要ではあるが一割八分に減らした、二割を減らすところであるが、一割八分を減らしたんだ、それで支障なくやつて行けるというやうなことを言われたのであります。が、今各委員から言われた通りに、どうもこの点に對しては大臣のお考えが少しおかしいんじゃないかというやうな實は感じも私はいたします。そこでこれについて一体やれるやれないというやうな水掛論でなくして、もつと具体的に、然らばなぜやれないか、現状はどういうことになつておるのかとお考えを一應聞きたいと思ふのです。

が、これは末端の、最末端の出張所の管轄区域においてなされた一つの事例であります。昭和二十四年の一月から三月までの三ヶ月間においてなし、主要食糧の買入検査に二百七十時間、それから支拂証票の発行に五十七時間、それからこれは特殊な場所でありまして、指定物資の中の主だったものですが、鹽表の検査に三百二十七時間、それから工場の製品検査に二百八十四時間、それから事故、いろ／＼な事故がありまして、これの立会に百二十四時間、食糧管理の台帳をいろ／＼ついたり整備するのに五百四十四時間、それから文書のいろ／＼な文書その他報告書の報告事務、これに対する所要時間が百三十一時間、各種のいろ／＼の末端の町会とか或いは村会とか各組合の会合に出席する会議時間が三百四時間、その他のいろ／＼な所要時間に二百二十四時間、これを合計しますと二千二百六十六時間、これが三ヶ月間に現在なした時間でございまして。而もこの時間を今言われるように一日一人が八時間の労働をするといふことになりまして、この場合は二人でやつておりますために、総時間が千六百六十八時間になります。そうすると実際の仕事は二千二百六十六時間であつて、そして勤務時間は千六百六十八時間であるといふことになりまして、差引勤定は千九百八十八時間というものがオーバー・ロードになつておる、このオーバー・ロードになつておるものに対してこれを一人の一日分に割当てると、七・四時間のいわゆる超過労働をやつておつた、この超過労働に對して政府は予算関係もある、大体二・五時間のいわゆる労働賃金しか拂つていない、そ

れ以上の分はロハで働らかしておるといふやうな現状でありまして、こゝういふやうな一休現に於けるものが、今言われるように、仮にこの仕事の半分を一應削減されても尚できない、どういふ見地から考へてみてもですね。今大臣の言われるように現在これを完全に遂行すれば、大体倍にしなければならぬといふものを減らすといふことは、どこからか私は立ち得ないといふ考へを持つておるのですが、これをただ抽象的に、いや、やれますやれますといふやうなことを言わずに、もう少し我々に理窟の分るやうに、納得の行くやうに、科学的に一つ御説明を願ひたい。

○河崎ナツ君 皆さんが述べに、やはり末端機関の食糧事務所の検査員の方々の働きのことであります。皆さんの述べられました理由によりますと、私もこれは一割八分どころじゃなく、どなたか先程全面的にさういふものは減らしてはいけないういふ話でございまして、それに私もそう思つておる一人でございますが、別な理由からそれを申し上げたい、御意見を伺いたいと思つておるものでございまして、さういふやうにして非常に具体的な仕事……検査をする、買入れを扱う、台帳を捲ける、具体的な一つ一つ一度にできないことで、機械でできないことで、一々やつて行くことでありますから、そのオーバー・労働で働く人が疲れるばかりでなしに、仕事に段々溜つて行く、こなせないといふこの問題が、これが積り積つてこの遅配、欠配といふものに非常に關係して来るのだと私共信じておる一人なんです、物がなないから計画的遅配、欠配といふことも曾てはあつたやうであります。

そうではなくしてこういうことが溜り溜り
つて流通が遅れる、それが結局全國民
の食生活におきましての差障りになつ
て來ることでありまして、外の政治の
問題と違つて、直接に生活に影響して
來ることでありまして意味におきまし
て、こういう面は國の經濟面からの儉
約のため、何とかするということもあ
りますけれども、こういう面は殊に食
糧に繋がつております主婦の人達は、
こういうことをしつかり人を増して
やつて頂いて、そして國民の食生活
の安定の方へしつかりよい政治をして
欲しいと望むことは違ひないのであり
まして、こういうふうな面から、この
ように大變な仕事を少數の人で以て大
臣はさせるとおっしゃいますけれども、
それはそれでしつかりけれども、何
と言つたつて人間ですから、人間の力
はそうは行きません。少しづつ落し崩
しに残つて行く、この落し崩しに落ち
るといふ問題、これはまあ國民の食生活
に非常な影響して來るといふことにな
つて來ることと私は思つております
が、この問題におきまして一割八分で
なくして、私共全面的に將來はもつと
こういうことをよく整理して行つて、
科学的に整理して行つて、少い人で沢
山仕事をするように能率を挙げなければ
なりませんけれども、まだ實際日本の
の現生活におきましては、その國民全
体の生活の仕方、生産の仕方、もなかな
か原始的なやり方をいたしておりまし
て意味におきまして、又こういう一番末
端のこの問題を整理しますに――まし
ても、單なる今よりもつと余計の人でし
なければならぬことに、まだ日本はそ
こにあるのじやないかと思ふ。この意
味におきまして、増しこそすれ、外の

ものと違つて減らすべきではないと思
つておるものでございまして、それら
引括めまして、大臣の答えを願いた
いと思ひます。

すものを減らしておいて、仕事の方は
後で同令部の方とも考へて、そうして
やらねばならぬといふやうなやり方に
ついて一つどうも納得が行かぬのであ
ります。

○大山安君 只今いろいろの御意見を
聞き、殊に時間ということについて、
人員に及ぼす影響に深く関心を持つて
おるのではありませんが、カニエさんの御
質問では、時間は非常に要しておる。
それにつきましては、時間をよく調べ
てお出で願つておる御質問の通りであ
りまして、人間の一時間に働く能力に
は限度がある。その職場について、ど
の程度に働かなければならぬか、勤務
能率を挙げなければならぬかといふ
ところをお調べになつておるところが
ありまして、その点を一應お聞きし
たいと思ひます。

て迷惑をしておられるのであるから、
そういうものは私は止めて貰つて、そ
うして本當の食糧事務所としての檢
査、輸送、それから、各生産者の台帳
を調製する。こういう本當の仕事をや
つて貰ひたい。こう思ふのであります
が、それでありまして、先程誰か政
府委員が答弁したさうであります。が、
それはどういふ答弁をしたか知りませ
んが、私は主務大臣としての責任を持
つて申上げておるのであります。資
材調整事務の一部をこちらに持つて來
まして決して煩瑣になりません。これ
は食糧事務所がこういう資材調整事務
所のやうな仕事をするのであります
すから、その繁閑の事情によりまして
これは事務的なことをやらせるという
ことは、決して私は差支ない、かよ
うに考へておるのであります。尙人口
調査の問題であります。実は先程も
お断りいたしました通り、これは現在の
定員とは切り離して考へておいて頂き
たいといふことを特に申上げたのであ
ります。これは別であります。それが
今河崎さんから運配欠配等の處れが
あるというお話であります。私は決
してそう思ひません。配給は食糧公園
が責任を持つてやつております。それ
でありますから、食糧事務所は農業生
産者の生産物を、これを嚴重な検査を
して、これを政府が買上げる手続をす
るのであります。でありますから、こ
の配給面は食糧公園の指令によつてや
るのであります。この人員を整理し
たからといつても、運配、欠配の
原因になるといふやうなことは私はな
いと思ふのであります。カニエさんの
お述べになつた通り過勞になつておる
といふことは、やらなくてもよいつま

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

ものと思ひます。

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○カニエ邦彦君 それに關連して、そ
うするといふ一割八分を整理して、整
理をしてしつかりいふことを今やつて
おられるのですが、仕事の量をどれだけ
ならぬだけ省くと、省くからこれ
なら一割八分に減じてもできるんだ、
こういうことに私はならうかと思ひま
すが、今のお考へではどうですか、減

○國務大臣(森幸太郎君) それは御審議の御隨意であります。併し今申しましたように、政府といたしましては、薬工品であるとか、草であるとか、そういうものはすでに統制を撤廃せんとしておりますのであります。公團の仕事としても、それを除外したいと思つております。今カニエさんのお話では、これとこれとこれのものを外すから、これの人間をやめるといふことを具体的に示さなければ御審議はできないといふことは一應御尤もに考えられるのであります。併し私はそういう構想を持つておりますから、この一割八分の減員になりましても、仕事の繁閑等の事情もありまして、これで決して食糧事務所としての主たる仕事、いわゆる食糧を検査し、そうしてこれを輸送し、これの精白をし、そうして生産者の基本台帳を作つて行くといふ、この本当の仕事をして貰ふことについては、この一割八分としても仕事は必ずして貰える。こう考へておるのであります。

○三好始君 資料調整事務所の二重整理は断じてないといふことに対して私は重ねてお尋ねしたが、まだお答がないのであります。何度か申し上げましたように、事務の委譲と同時に、人員も受入れて貰うように地方廳と話合をするという予定らしいのですが、話合の結果についてはつきりした保証ができません。私は思ふのであります。ですから二重整理は断じてないといふお答に安心して私のような感じがしないのであります。若し話合の結果によつて、結果として二重整理が起るようなことがあつたならば、政府として責任を以て善処する。こういうこととお約束できますかどうか、お伺いいたします。

○國務大臣(森幸太郎君) 調整事務所の仕事は簡素化したしまして、これこれのものは止むを得ないからこちらでやる、これだけのものは地方自治体に取り扱つてもいいという分類をいたしました場合に、人員整理に対しては、ここに考へておきます程度の整理によりまして、こちらに残るものもありません。又地方へ仕事と共に委譲する面もあると思ひます。併し上において、地方公務員として取扱う場合においては、地方自治体の知事の考へによることと思つてあります。併し、政府といたしましては、そういう場合においてはできるだけそういうふうな人員整理に対しての考へを拂わすように努力いたします。

○三好始君 考へを拂わすように努力するといふことでは、實際上二重整理の虞れが多分にあることになるのであります。現実に現れて来ることになるのであります。考慮を拂わすといふことだけでは、私納得できないのであります。その点についてもう少しはつきりした結論をお伺いしたいのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) これは考へ方でありまして、これだけのものを一應調整事務所であるのだ、だからこの整理をいたしてもいい、いわゆる残つたものに対しての整理の残りが調整事務所にありますから、調整事務所の対象は仕事の整理と共に行われるわけでありまして、ただどういう今までの関係上、地方へ委譲する、仕事を委譲するから、こういういわゆる経費を持

つ職員として、知事として考慮せいで、こういうことではあります。私の方の整理は仕事の整理によつて人の整理を行うのでありますから、二重の整理といふことは言ひ得られない。こう考へております。

○三好始君 この問題は、大臣はつきり私のお尋ねの趣旨を了解しておられないのじやないかと思つております。府縣廳自身でもやはり人員の整理が行われる段階にあるわけでありまして、府縣廳でできるだけ人員の方は賄いたい、こういう氣持を實際持つてゐるのであります。だから人員を受入れるといふことについては、可なり實際問題として疑問があるものであります。その場合に果して政府の方では、事務と同時に人員は受入れさせるだけのはつきりした見通しを持つことができないのかどうか。若し持てないとしたら、これは二重の整理になるわけですから、そういうものに対しては責任を持つて善処しなければいけないのじやないか、こういうふうに私は思つてお尋ねしているのですが、この点についてまだ答弁の結論はつきりしておらないと思つてあります。

○國務大臣(森幸太郎君) どうもそこがもう少し……私の方は一割九分なら一割九分といふ数字が出ておりますが、それによつて仕事を縮小して整理をする、だからもう私の方はそれでいいわけでありまして、ただ仕事を移したに對して、從來整理した人に対してこれは地方廳として考慮を拂え、こういう勧告は当然やるべきものであります。けれども、未整理の人をそのまゝ向うへ持つて行つて、そうして使つて呉れ、要らなかつたら整理せい、こういう考

えではないのであります。私の方では一應の段階を終つてしまふ、仕事だけ向うへ行くのですから……。

○委員長(河井彌八君) まだ御質問もあると思ひますが本日はこれを以て散会いたします。

午後零時四十四分散会

出席者は左の通り

内閣委員

委員長 河井 彌八君

理事 カニエ邦彦君
中川 幸平君
藤森 眞治君

委員 河崎 ナツ君
城 義臣君
佐々木鹿藏君
岩本 月洲君
下條 康廣君
新谷寅三郎君
鈴木 直人君
堀 眞琴君
三好 始君
中井 光次君
木下 源吾君
小串 清一君
宇都宮 登君

人事委員

委員長 池田宇右衛門君

理事 木村三四郎君
大山 安君
寺尾 博君
東浦 庄治君
羽仁 五郎君
岩男 仁藏君

國務大臣 大藏大臣 池田 勇人君
農林大臣 森 幸太郎君
國務大臣 青木 孝義君

政府委員

總理廳事務官 (總裁官房長) 岡部 邦生君
總理廳事務官 (經濟安定本部總裁官房次長) 森永貞一郎君
中央經濟調查 田中己代治君
農林政務次官 池田宇右衛門君